

感染症による出席停止について（R5.5.8～改訂）

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにはなりません。

別表にある感染症の可能性があり、欠席する場合は、授業開始時間前に保護者より学校へ連絡してください。また、診断の結果についても受診後、速やかに連絡をしてください。

医師の指示により他者へ感染するおそれなくなり、登校を再開する際には、生徒手帳の後ろの方にある「**学校感染症による出席停止届**」に**保護者が記入し、担任へ提出**してください。

- * 医療機関を受診した上で、感染症であると診断された場合に、出席停止となります。
- * 出席停止届が速やかに提出されないと、出席停止扱いにならなくなる場合もあります。
- * 疾病の状況や、申し出の期間が疾病に対して不自然に長すぎたり短すぎたりする等、状況により医師の証明書の提出を求めることがあります。

[別表] 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準など
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症呼吸器症候群，鳥インフルエンザ(H5N1)，	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等の腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎 【その他の感染症】 溶連菌感染症，A型肝炎，B型肝炎 手足口病，伝染性紅斑(リンゴ病)，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，感染性胃腸炎等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。